

軽油引取税

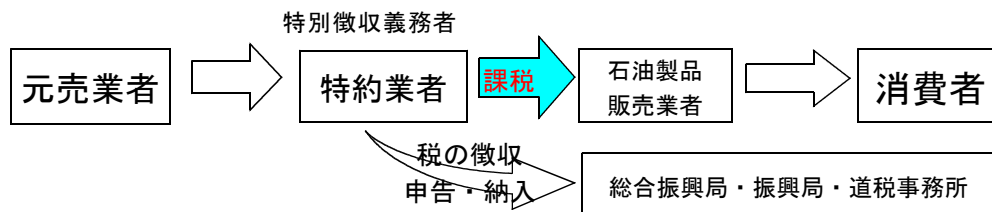
# 免税軽油の手引

令和 2年10月

北海道総務部財政局税務課

# 1 軽油引取税のあらまし

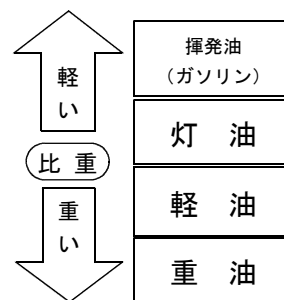
**課税方法** 軽油引取税の特別徴収義務者である元売業者又は特約業者が、軽油を販売する際に軽油の代金と併せて軽油引取税を徴収し、これを道に申告納入する仕組みになっています。



また、**元売業者、特約業者又は石油製品販売業者（以下これらを「石油販売業者」といいます。）が揮発油又は軽油以外の油（灯油、重油等）を自動車の燃料として販売した場合や自動車の保有者が揮発油又は軽油以外の油を自動車の燃料として消費した場合などにも課税されます。**

**軽油の定義** 燃料油は、その性状及び用途の相違によって、右の4種類に大別されますが、地方税法における軽油の規格は次のとおりです。

- 常温（摂氏15℃）における比重が、0.8017を超え0.8762まで
- 分留性状90%留出温度が、摂氏267℃を超え400℃まで
- 残留炭素分が、0.2%以下
- 引火点が、摂氏130℃以下



**元売業者** 軽油を製造することを業とする者、軽油を輸入することを業とする者又は軽油を販売することを業とする者で、地方税法の規定により総務大臣の指定を受けている者をいいます。

**特約業者** 元売業者と販売契約を締結して継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者で、地方税法の規定により都道府県知事の指定を受けている者をいいます。

**石油製品販売業者** 元売業者又は特約業者以外の石油製品の販売業者をいいます。

**税率** 1キロリットルにつき**32,100円**です。

**製造等の承認義務制度** 軽油に灯油などを混ぜるとき、灯油と重油などで軽油を製造するとき又は灯油や重油などを自動車の燃料として譲渡や消費をするときは、総合振興局長、振興局長又は札幌道税事務所長（以下「総合振興局長等」といいます。）の承認が必要となります。**この承認を受けない場合は、既に課税されている軽油について、もう一度課税されることになります。**

## 2 軽油引取税の免税対象

### 免税の対象者と用途

**免税制度** ○ 免税の対象となる要件としては、「人」、「用途」及び「機械」の3要件があり、これらのすべてが法律の条件に当てはまった場合に限って課税免除が認められます。

| 免税対象者   | 用途及び機械   |
|---|--|
| ① 石油化学製品を製造する事業を営む者   | エチレン、プロピレン、潤滑油、印刷インキ用溶剤等の原料用、ポリプロピレンの製造工程における物性改良用等    |
| ② 船舶の使用者  | 船舶の動力源用  |
| ③ 自衛隊   | 通信の用に供する機械、自動車等の電源又は動力源                                |
| ④ 鉄道事業若しくは軌道事業を営む者、専用の鉄道を設置する者又は専用側線において車両の入換作業を営む者           | 鉄道用車両、軌道用車両等の動力源用                                      |
| ⑤ 農業若しくは林業を営む者、委託を受けて農作業を行う者、農地の造成若しくは改良を主たる業務とする者又は素材生産業を営む者 | 農業、林業、素材生産業等の用に供する機械の動力源用                              |
| ⑥ セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者                               | 事業場内において、専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用する機械の動力源用            |
| ⑦ 生コンクリート製造業を営む者  | 事業場内において、専ら骨材の積卸しのために使用する機械の動力源用                       |
| ⑧ 鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者                                     | 削岩機及び動力付試すい機並びに事業場内において、専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源用 |
| ⑨ とび・土工事業を営む者   | 工事現場において、専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械の動力源用           |
| ⑩ 鉱さいパラス製造業を営む者   | 事業場内において、専ら鉱さいの破碎又は鉱さいパラスの集積若しくは積込みのために使用する機械の動力源用     |

| 免税対象者                                | 用途及び機械  |
|--------------------------------------|---|
| ⑪ 港湾運送業を営む者                          | 港湾において、専ら港湾運送のために使用する機械の動力源用  |
| ⑫ 倉庫業を営む者                            | 倉庫において、専ら倉庫業のために使用する機械の動力源用   |
| ⑬ 鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者 | 駅の構内において、専ら鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道により運送される貨物の鉄道の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用する機械の動力源用 |
| ⑭ 航空運送サービス業を営む者                      | 特定の飛行場において、専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用する機械の動力源用                     |
| ⑮ 廃棄物処理事業を営む者                        | 廃棄物の埋立地内において、専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源用  |
| ⑯ 木材加工業を営む者                          | 事業場内において、専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源用  |
| ⑰ 木材市場業を営む者                          | 事業場内において、専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源用  |
| ⑱ 堆肥製造業を営む者                          | 事業場内において、専ら堆肥の製造工程又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源用                          |
| ⑲ 索道事業を営む者                           | 索道事業を営む者のスキー場において、専ら当該スキー場の整備又は雪の製造に使用する機械の動力源用                                   |

※ 石油化学製品を製造する事業を営む者以外の対象者・用途・機械については、令和3年3月31日までに終わる引取りに限り、免税となります。

なお、上記の免税対象者や用途及び機械には細かい条件がありますので、詳しくは総合振興局、振興局又は道税事務所（以下「総合振興局等」といいます。）にお問い合わせください。

主な免税対象者等の具体的な範囲

船舶の使用者

|            |   |
|------------|---|
| 免税対象者      | 船舶法による船舶のほか、漁船、遊覧船、遊漁船、浚渫船、海上自衛隊の艦船等 <b>全ての船舶（推進機関の有無は問いません。）</b> の使用者です。 |
| 免税対象用途及び機械 | 推進機関、発電機その他船舶としての機能を発揮する上で必要不可欠な機械の動力源の用途                                 |

農業・林業等を営む者

|                     |   |
|---------------------|---|
| 農業を営む者              | <b>現実に農業を行っている者（農業法人を含みます。）</b> をいい、畜産業、養蚕業又は兼業農家を営む者のほか国又は地方公共団体が、農業試験場、畜産試験場、学校等において実験実習等のために農業を行う場合も含まれます。   |
| 林業を営む者              | <b>土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採の事業を一貫して行っている者</b> をいい、国又は地方公共団体が農業試験場等において実験実習等のために林業を行う場合も含まれます。  |
| 委託を受けて農作業を行う者       | 農作業のうち <b>基幹的な作業のすべての委託を受けて農作業を行う者</b> です。<br><div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                 ※一連の農作業のうち刈取作業のみ委託を受けた場合など、一部の農作業のみ委託を受ける者を除きます。             </div> |
| 農地の造成又は改良を主たる業務とする者 | <b>かんがい排水施設の設置、区画整理、埋立て、造成、災害復旧等の業務その他農地の改良又は保全に必要な業務を行う者</b> で、この業務の合計がその者の全業務のおおむね50%以上を占めるものをいいます。   |
| 素材生産業を営む者           | 立木の伐採及び搬出を行う事業を営む者で、前年度における素材の生産量が千立方メートル以上の実績を有するものをいいます。  |

【免税対象の範囲】

| 免税対象者      | 免税対象用途              | 免税対象となる主な機械          | 免税対象外の用途の例   |
|------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 農業又は林業を営む者 | 農業又は林業の用に供する機械の動力源用 | ① 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械 | 〇ビニールハウス内の暖房 |

| 免税対象者  | 免税対象用途   | 免税対象となる主な機械  | 免税対象外の用途の例   |
|--|--|--|--|
| <p>委託を受けて農作業を行う者</p> <p>農地の造成又は改良を主たる業務とする者</p> <p>素材生産業を営む者</p> | <p>委託を受けて行う農作業に供する動力源用</p> <p>農地の造成又は改良の業務の用に供する機械の動力源用</p> <p>素材生産の用に供する機械の動力源用</p> | <p>動力耕うん機、プラウ、トラクター、ブルドーザー、砕土機、ハロー鎮圧機</p> <p>② 栽培管理用機械<br/>施肥用機械、播種機、動力用カルチベータ、病害虫防除機(動力噴霧器、動力撒粉機)、かんがい排水機、焼土機</p> <p>③ 収穫調整用機械<br/>脱穀機、粃すり機、麦かり機、米選機、依締機、乾燥機、収草用機械、甘蔗圧搾機</p> <p>④ 植物繊維用機械<br/>わら加工機械(わら打ち機、なわなない機、むしろ織機械等)、繊維加工用機械</p> <p>⑤ 畜産用機械<br/>飼料用機械(飼料・断截機、飼料粉碎機、飼料配合機械等)、糞尿処理作業用機械</p> <p>⑥ 製材機<br/>ツリー・フィーダー、デリンバースラッシャー・ソーター、リンブ・コンペアー、チェーンソー</p> <p>⑦ 集材機<br/>トラクター、ブルドーザーウィンチ、メインケーブル、索道</p> <p>⑧ 積込機<br/>フォークリフト、クレーン</p> <p>⑨ 可搬式チップ製造器及びこれと一体となっているスクリーン(一体となっていないスクリーン又はパーガー及びチップカーは対象外)</p> <p>⑩ 農耕用けん引車(農業用機械を取り付けて農耕の用途に使用する場合に限る。)</p> | <p>○宅地の造成</p> <p>○治山・治水工事</p> <p>○林道の補修作設</p> <p>○道路の運行(機械の移動)</p> <p>○除雪</p> <p>○洗油</p> <p>○工場内における製材</p> |

セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者

|            |  |
|------------|--|
| 免税対象者      | セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。以下同じ。）を営む者のうち、一定の要件に該当するものです（詳しくは総合振興局等にお問い合わせください。）。  |
| 免税対象用途及び機械 | セメント製品製造業を営む者の事業場内において、専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械（ショベルローダ等が該当します。）の動力源の用途<br><br>※道路運送車両法第4条の規定によって登録を受けている機械（ナンバープレートをつけている機械）を除きます。 |
| 免税対象外の用途の例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業場外での積卸し</li> <li>○ 生コンクリート製品又はその原材料の積卸し</li> <li>○ 除雪</li> </ul>  |

生コンクリート製造業を営む者

|            |  |
|------------|--|
| 免税対象者      | 生コンクリート製造業を営む者のうち、一定の要件に該当するものです（詳しくは総合振興局等にお問い合わせください。）。<br><br>※製造した生コンクリートを自ら使用の権限を有する自動車（アジテーター車など）により事業場外において運搬する者を除きます。                  |
| 免税対象用途及び機械 | 生コンクリート製造業を営む者の事業場内において、専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械（ショベルローダ等が該当します。）の動力源の用途<br><br>※道路運送車両法第4条の規定によって登録を受けている機械（ナンバープレートをつけている機械）を除きます。 |
| 免税対象外の用途の例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業場外での積卸し</li> <li>○ セメント製品又はその原材料の積卸し</li> <li>○ 除雪</li> </ul>                                       |

鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者

免税対象者

鉱物（岩石及び砂利を含みます。）の掘採事業を営む者です。鉱業法第21条及び第77条、採石法第33条、砂利採取法第16条、河川法第25条又は海岸法第8条の規定による**認可又は許可を受けて掘採事業を行っている者**などが該当します（詳しくは総合振興局等にお問い合わせください。）。

- 鉱物  
鉱業法第3条に規定する鉱物（金鉱、石炭、石灰岩など）をいいます。
- 岩石  
採石法第2条に規定する岩石（花こう岩、安山岩、凝灰岩など）をいいます。
- 砂利  
砂利採取法第2条に規定する砂利（砂、玉石を含みます。）をいいます。

※砂利洗浄専門業者など砂利の掘採事業を営んでいない者が砂利の洗浄作業を行っていても、免税軽油を使用できません。

免税対象用途及び機械

- 削岩機の動力源の用途
- 動力付試すい機（通常、ボーリング機械と称するものをいいますが、自走能力を有する機械は該当しません。）の動力源の用途
- 鉱物・岩石・砂利の掘採事業を営む者の事業場内において、専ら鉱物・岩石・砂利の掘採、積込み又は運搬のために使用する削岩機、試すい機、パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、ドラグショベル、スクレーパ、ブルドーザー、砂利採取船、可搬式砂利採取機（砂利採取車）、サンドポンプ、ショベルローダ、トラクターショベル、オーバーローダ、ドーザショベル、バケットローダ、ダンプカー、トラックその他これらと類似の機能を有する機械の動力源の用途。

※道路運送車両法第4条の規定によって**登録を受けている機械（ナンバープレートをつけている機械）を除きます。**

事業場

- 鉱物・岩石の掘採事業を営む者
  - ★ 鉱物・岩石の掘採作業を**直接行う場所**
  - ★ 上記の場所に隣接し、又は隣接していると認められる場所で選別、加工、積込み、廃土石の処理又は運搬等の一連の作業を行う場所。ただし、上記の場所との間に一般交通の用に供する場所が介在している場合を除きます。
- 砂利の掘採事業を営む者
  - ★ 砂利の掘採作業及び砂利の洗浄作業を**直接行う場所**
  - ★ 上記の場所に隣接し、又は隣接していると認められる場所で選別、加工、積込み、廃土石の処理又は運搬等の一連の作業を行う場所。ただし、上記の場所との間に一般交通の用に供する場所が介在している場合を除きます。



|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>免税対象外の用途の例</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加工（クラッシャーによる砕石作業を含みます。）、選別、精錬のために使用する機械の動力源の用途</li> <li>○ 事業場外での運搬等</li> <li>○ 洗油</li> <li>○ 照明等の発電機</li> <li>○ 木材、鋼材等の副資材の運搬</li> <li>○ 除雪</li> </ul> |
|-------------------|---|

とび・土工事業を営む者

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>免税対象者</b>      | <p>建設業法第3条の規定によるとび・土工事業の許可を受けて、とび・土工・コンクリート工事をおおむね専業として行っていると認められる者です（詳しくは総合振興局等にお問い合わせください。）。</p>   |
| <b>免税対象用途及び機械</b> | <p>とび・土工・コンクリート工事の工事現場において使用するくい打ち機、くい抜き機のほか、専ら掘削又は運搬のために使用するブルドーザー、トラクターショベル、パワーショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クローラードリル、アースドリル、クレーンその他これらと類似の機能を有する機械の動力源の用途</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※<b>キャタピラを有しない機械</b>及び道路運送車両法第4条の規定によって<b>登録を受けている機械（ナンバープレートを付けている機械）</b>を除きます。</p> </div> |
| <b>工事現場</b>       | <p>くい打ち、くい抜き、掘削、運搬等建物その他の構築物を築造するための基礎的、準備的工事が行われる場所をいいます。</p> <p>したがって、単に掘削だけが独立して行われる場所（例えば、本来の工事現場で用いられる工事材料としての土砂を提供するために、その本来の工事現場とは離れて土砂の掘削が行われている場所）は該当しません。</p>  |
| <b>免税対象外の用途の例</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ キャタピラを有しない機械の動力源の用途</li> <li>○ 工事現場外でのくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬</li> <li>○ 除雪</li> </ul>   |

港湾運送業を営む者

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>免税対象者</b>      | <p>港湾運送業を営む者です。</p>  |
| <b>免税対象用途及び機械</b> | <p>港湾において、専ら製品、原材料等の運送荷役のために使用するブルドーザーその他これに類する機械（モーターグレーダ、スクレーパ、ショベルローダ等が該当します。）の動力源の用途</p> |

※道路運送車両法第4条の規定によって登録を受けている機械（ナンバープレートをつけている機械）を除きます。

- 免税対象外の用途の例
- 港湾外での運送荷役
  - 除雪

倉庫業を営む者

免税対象者 倉庫業法第3条の規定により事業の登録を受けて倉庫業を営む者です。

免税対象用途及び機械 倉庫において、専ら寄託を受けた物品の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械（ショベルローダ等が該当します。）の動力源の用途

※道路運送車両法第4条の規定によって登録を受けている機械（ナンバープレートをつけている機械）を除きます。

- 免税対象外の用途の例
- 倉庫外での積卸し
  - 除雪

航空運送サービス業を営む者

免税対象者 特定の飛行場において、

- 航空機への旅客乗降用設備の供用
- 航空貨物の積卸し又は運搬
- 航空機の整備

を行う事業を営む者です。

※道内は、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、女満別空港の6カ所が対象です。

免税対象用途及び機械 特定の飛行場において、専ら

- 航空機への旅客の乗降
- 航空貨物の積卸し又は運搬
- 航空機の整備

を行うために使用する次表の機械の動力源の用途

※道路運送車両法第4条の規定によって登録を受けている機械（ナンバープレートをつけている機械）を除きます。

| 用途           | 機 械                               |  |
|--------------|-----------------------------------|--|
| 航空機への旅客の乗降   | パッセンジャーステップ                       | 旅客等の航空機への乗降に使用する機械                                     |
| 航空貨物の積卸し又は運搬 | ベルト・ローダー                          | ベルトにより、手荷物、貨物、郵便物を航空機に積み卸す時に使用する機械                     |
|              | けん引車                              | バルク・ドリー、コンテナ・ドリー、パレット・ドリーのけん引に使用する機械                   |
|              | トランスポーター                          | コンテナ等の運搬及びハイリフト・ローダーへコンテナ等を移送する時に使用する機械                |
|              | ハイリフト・ローダー                        | 昇降式台により、コンテナ及びパレットを航空機に積み卸す時に使用する機械                    |
|              | フォークリフト                           | 手荷物、貨物、郵便物の運搬及び航空機への積卸しに使用する機械                         |
|              | 搭載車                               | 手荷物、貨物、郵便物の運搬及び航空機への積卸しに使用する機械                         |
| 航空機の整備       | 高所作業車                             | 航空機の高所整備作業に使用する特殊な機械                                   |
|              | 航空機けん引車                           | 航空機又は整備作業用機器のけん引に使用する機械                                |
|              | 電源車                               | 航空機に必要な電源の供給に使用する機械                                    |
|              | 汚水車                               | 航空機の汚染処理に使用する機械  |
|              | 排水車                               | 航空機の排水に使用する機械  |
|              | 冷暖房車                              | 航空機内への冷房又は暖房に使用する機械                                    |
|              | 搭載車                               | 整備用機器の運搬及び航空機への積卸しに使用する特殊な機械                           |
|              | 特殊整備作業車                           | 航空機に積もった雪の除雪又はその他の特殊整備作業に使用する特殊な機械                     |
|              | 機内清掃車                             | 航空機の清掃業務に使用する機械  |
|              | フード・ローダー                          | 機内食、航空機客室用品の運搬及び航空機への積卸しに使用する機械                        |
|              | 給水車                               | 航空機への清水補給に使用する機械                                       |
|              | 給油車                               | 航空機に航空機燃料(添加剤を含む。)を給油するために使用する車(ハイドラントサービサーを含む。)       |
|              | ドレン回収車                            | 航空機燃料の品質検査のため、貯蔵タンク又はパイプラインから抜き取ったサンプルを回収するため空港内を巡回する車 |
|              | ハイドラントピット車                        | ピット内に溜まった雨水又は燃料を吸い取って、ピット内を清掃するために使用する車                |
| エアー・スターター    | 航空機のエンジンの整備及び始動に必要な圧縮空気の供給に使用する機械 |  |
| 作業台車         | 航空機の整備作業に使用する特殊な機械                |  |

- 免税対象外の用途の例
- バス、乗用車、トラックなどの動力源の用途
  - 飛行場外での積卸し
  - 空港施設、滑走路等の除雪

廃棄物処理事業を営む者

- 免税対象者
- 次に掲げる者をいいます。
  - 地方公共団体
  - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

|                |  |
|----------------|--|
| 免税対象用途<br>及び機械 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第7条第1項（一般廃棄物の収集又は運搬）</li> <li>● 第7条第6項（一般廃棄物の処分）</li> </ul> <p>の規定により市町村長の許可を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第14条第1項（特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物の収集又は運搬）</li> <li>● 第14条第6項（特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物の処分）</li> <li>● 第14条の4第1項（特別管理産業廃棄物の収集又は運搬）</li> <li>● 第14条の4第6項（特別管理産業廃棄物の処分）</li> </ul> </li> </ul> <p>の規定により都道府県知事の許可を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村長より一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者</li> <li>○ 港湾管理者（廃油処理事業を行う場合に限りです。）</li> <li>○ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定により国土交通大臣の許可を受けた者（廃油処理事業を行う場合に限りです。）</li> </ul> <p>廃棄物の埋立地内において、専ら廃棄物及び覆土の積込み、運搬、転圧等、廃棄物の埋立てに密接不可分な作業を行う場合に使用するスクレーパ、ドラグライン、コンパクタホイル・ドーザー、ホイル・ローダ、クローラ・ローダ、トラックその他これらと類似の機能を有する機械の動力源の用途</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※道路運送車両法第4条の規定によって登録を受けている機械（ナンバープレートをつけている機械）を除きます。</p> </div> |
| 廃棄物            | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいいます。廃棄物には同条第2項に規定する「一般廃棄物」と同条第4項に規定する「産業廃棄物」があります。</p>  |
| 廃棄物の埋立地        | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第3号ロに規定する埋立地（すなわち、一般廃棄物又は産業廃棄物を処分する場所であって、周囲に囲いを設けるとともに、廃棄物の処分場所である旨の表示がしてあるもの）です。</p>  |
| 免税対象外の用途の例     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 焼却場や中間処理施設など埋立地以外での運搬等</li> <li>○ 除雪</li> </ul>   |

木材加工業を営む者

|       |   |
|-------|---|
| 免税対象者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 木材加工業を専業としている者</li> <li>○ 木材加工業とそれ以外の事業を併せて営む者にあつては、その者が行っている事業（素材生産部門が含まれている場合は、これを除きます。）のうちに占める木材加工部門の割合が、売上額、延従業員、固定配置人員等の構成割合を総合的に勘案して<b>おおむね80%</b>を超えると認められる者をいいます（詳しくは総合振興局等にお問い合わせください。）。</li> </ul> |
|-------|---|

## 木材加工業

一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業、木材注葉業、木材防腐処理業をいいます（詳しくは総合振興局等にお問い合わせください。）。

## 免税対象用途及び機械

専ら木材加工業における原材料、中間製品又は製品の積卸しのために使用するフォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ及びクレーンの動力源の用途

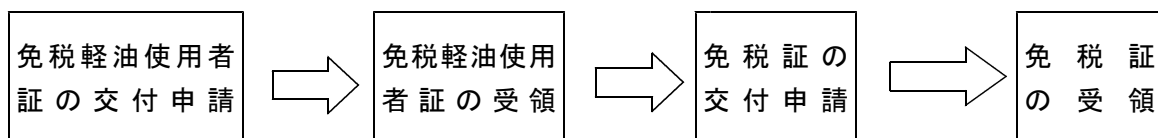
※道路運送車両法第4条の規定によって登録を受けている機械（ナンバープレートをつけている機械）を除きます。

## 免税対象外の用途の例

- 事業場外での積卸し
- 除雪

### 3 免税申請の手続

#### 免税手続のあらまし



## 申請手続の順序

- 免税軽油の引取りを行おうとする者（以下「免税軽油使用者」といいます。）は、あらかじめ、免税証の交付を受けようとする総合振興局等に申請書を提出し、免税軽油使用者であることを証する書面（以下「免税軽油使用者証」といいます。）の交付を受けなければなりません。
- 免税軽油使用者が2名以上の場合は、代表者を定めて、共同で免税軽油使用者証の交付を申請することができます。ただし、特に免税軽油所要数量が多いと認められる免税軽油使用者については、単独で申請していただく場合があります。
- 免税軽油使用者証の交付を受けた免税軽油使用者は、その交付を受けた総合振興局等に申請書を提出し、免税証の交付を受けることとなります。
- 免税軽油使用者証の交付申請と免税証の交付申請は、同時に行っても差し支えありません。

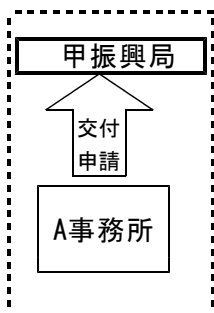
※免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない場合など一定の要件に該当するときは免税軽油使用者証及び免税証が交付されません。

また、免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反した場合などには、交付されている免税軽油使用者証及び免税証を返納していただく場合があります。

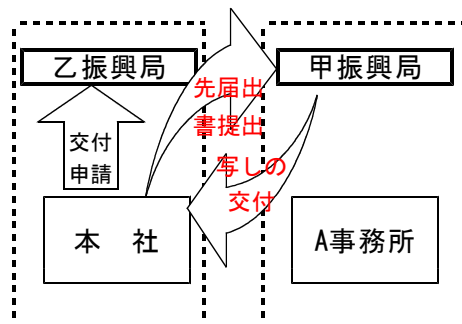
**申請書の提出先**

- 免税軽油使用者の免税軽油の使用に直接関係を有する事務所又は事業所（以下「使用に直接関係を有する事務所等」といいます。）（会社の営業所など）が所在する総合振興局等です。
  - 特別の事情により、使用に直接関係を有する事務所等が所在する総合振興局等又は都府県の県税事務所等に免税軽油使用者証又は免税証の交付申請ができない場合は、次のいずれかの県税事務所等に申請することができます。
    - ★ 主たる事務所又は事業所（以下「主たる事務所等」といいます。）（本社など）が所在する総合振興局等又は都府県の県税事務所等
    - ★ 使用に直接関係を有する事務所等を管理する事務所又は事業所（以下「管理する事務所等」といいます。）（営業所を管理する支店など）が所在する総合振興局等又は都府県の県税事務所等
- なお、この場合、あらかじめ使用に直接関係を有する事務所等が所在する総合振興局等又は都府県の県税事務所等に『免税証交付申請先届出書』を提出し、当該総合振興局等又は都府県の県税事務所等の受付印を押印した『免税証交付申請先届出書の写し』の交付を受け、これを免税軽油使用者証交付申請書と併せて提出してください（免税軽油の手引記載例編15、16を参考にしてください）。

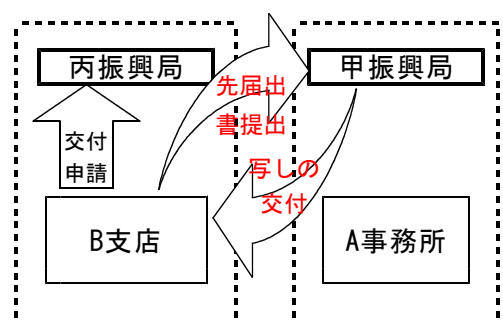
【通常の場合】



【主たる事務所等の場合】



【管理する事務所等の場合】



**免税軽油使用者証の交付申請**

**免税軽油使用者証交付申請書**

免税軽油使用者証の交付を共同で申請する場合は『免税軽油使用者証共同交付申請書』により、単独で申請する場合は『免税軽油使用者証交付申請書』により行ってください（免税軽油の手引記載例編1、7、8を参考にしてください）。

**添付書類**

- おおむね次のとおりです（詳しくは総合振興局等にお問い合わせください）。
  - 国税や地方税の滞納処分を受け2年を経過しない者等に該当していないことを誓約する書面
  - 事業に係る免許証、許可証、認可証等の写し
  - 使用する機械等が免税の対象となる機械等であることを確認できる書類（抹消登録証明書の写し、機械の写真等）
  - 免税対象となる機械等を借りて使用する場合…機械貸与証明書（免税軽油の手引記載例編17を参考にしてください。）又は賃貸契約書の写し
  - 素材生産業を営む者、木材加工業を営む者等免税軽油使用者として認定が必

|                  |   |
|------------------|---|
| <b>使用者証の受領</b>   | <p>要な場合…事業計画書、事業報告書、決算書等</p> <p>○ 法人の場合…法人の登記事項証明書の写し及び定款</p> <p>免税軽油使用者には、免税軽油使用者証又は免税軽油共同使用者証（以下これらを「使用者証」といいます。）が交付されますので、<b>交付の申請をした本人又は代表者が受領してください。この場合、免税軽油使用者証交付申請書又は免税軽油使用者証共同交付申請書に押印した印鑑が必要です。</b></p> <p>なお、『免税軽油使用者証等受領に関する代理人届出書』（免税軽油の手引記載例編 18 を参考にしてください。）を提出しているときは、届出している代理人が受領することができます。<b>この場合は、届出書に押印した代理人の印鑑が必要です。</b></p> |
| <b>使用者証の有効期間</b> | <p>最長 <b>3</b> 年間です。具体的には、使用者証に記載された有効期限までです。</p>   |

免税証の交付申請

|                  |   |
|------------------|---|
| <b>免税証交付申請書</b>  | <p>免税証の交付を申請する場合は、免税証交付申請書により行ってください（免税軽油の手引記載例編 3、11 を参考にしてください。）。</p> <p>なお、共同申請により免税軽油共同使用者証の交付を受けた場合は、その代表者がそれぞれの免税軽油使用者の免税軽油所要数量を取りまとめて申請してください。</p>   |
| <b>添付書類</b>      | <p>○ 免税軽油所要量計算書（免税軽油の手引記載例編 4、12 を参考にしてください。）</p> <p>○ 免税軽油在庫見込数量等報告書（初めて申請するときなど報告すべき事項がない場合は必要ありません。）（免税軽油の手引記載例編 5 を参考にしてください。）</p> <p>○ この申請書に添付する書類が、免税軽油使用者証交付申請書に添付した書類と同一である場合は再添付する必要ありませんが、次のような場合は、これらを証する書類の写し等を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★ 砂利採取事業者が、新たな採取計画の認可を受けたような場合</li> <li>★ 農業を営む者の耕作面積に異動がある場合</li> </ul> |
| <b>所要数量の計算期間</b> | <p>免税軽油の所要数量は、次の場合の区分により、それぞれの期間ごとに計算してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★ 免税対象者が国又は地方公共団体の場合<br/>12ヶ月</li> <li>★ 上記以外の免税対象者の場合<br/>6ヶ月（ただし、総合振興局長等が別に期間を定めた場合はこれによってください。）</li> </ul>   |
| <b>免税証の種類</b>    | <p>1 ㍴券、5 ㍴券、10 ㍴券、18 ㍴券、20 ㍴券、50 ㍴券、100 ㍴券、200 ㍴券、500 ㍴券、1,000 ㍴券、10,000 ㍴券、二連式の各種類がありますので、免税証交付申請書には、購入ごとの数量に合った種類、枚</p>  |

|        |  |
|--------|--|
| 免税証の受領 | <p>数等を記載してください。</p> <p>○ 14頁の「使用者証の受領」の手続と同じです。<br/>         なお、<b>免税証の交付を申請した本人又は代表者が受領する場合は、免税証交付申請書に押印した印鑑が必要です。</b></p> <p>○ 遠隔地等の理由により郵送で免税証の交付を希望する場合は、あらかじめ総合振興局等に申し出てください。</p> |
| 免税証の管理 | <p><b>免税証は必ず自分で適切に保管し、石油販売業者等に預けることはしないでください。</b></p> <p>なお、免税証の交付を共同申請により行っている免税軽油使用者が代表者に免税証の保管を依頼する場合、代表者は各免税軽油使用者ごとの受払簿を作成するなど、明確に区分して管理してください。</p>                                |

## 4 使用者証及び免税証の不交付・返納

|              |   |
|--------------|---|
| 使用者証の不交付     | <p>免税軽油使用者が次のいずれかに該当する場合は、使用者証が交付されません。</p> <p>① 地方税に関する法令の規定に違反して、使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過していないとき</p> <p>② 国税又は地方税の滞納処分を受け、その日から起算して2年を経過していないとき</p> <p>③ 国税又は地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないとき</p> <p>④ 国税通則法、関税法又は地方税法の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行した日から起算して3年を経過していないとき</p> <p>⑤ 法人で、その役員に①から④のいずれかに該当する者がいるとき</p> |
| 免税証の不交付      | <p>免税軽油使用者が次のいずれかに該当する場合は、免税証が交付されません。</p> <p>① 上記①から⑤のいずれかに該当するとき</p> <p>② 免税軽油の引取り等に係る報告書を提出しないとき</p>   |
| 使用者証及び免税証の返納 | <p>免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したとき（地方税を滞納したときも含まれます。）には使用者証及び免税証を返納していただく場合があります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※不交付や返納とならないよう適正な納税を心がけてください。</p> </div>  |



## 5 免税軽油の購入と使用

### 免税軽油の購入

○ 免税証を石油販売業者に提出して、これと引換えに免税軽油を購入することになりますが、次のことに注意してください。

① 免税軽油は、免税証に記載された石油販売業者から購入してください。ただし、次のような場合は、例外として他の石油販売業者から購入することができます。この場合、免税軽油使用者は、免税証の裏面に当該石油販売業者名を記載するとともに、記名押印をしてください。

★ 船舶の使用者等が航行中のため、免税証に記載された石油販売業者から購入できない場合

★ 希望した石油販売業者が、軽油を所有していなかった場合

★ 緊急に使用する必要が生じたが、希望した石油販売業者からの到着が間に合わない場合

② 免税軽油は、**免税証に記載された交付年月日から有効年月日までの間に購入しなければなりません。当該期間が過ぎますと購入できませんので、注意してください。**

③ 免税軽油を元売業者又は特約業者以外の石油販売業者から購入するときは、特に早めに購入するようにしてください。

### 納品書等の保存

○ 免税軽油を購入したときは、納品書（配達伝票）、請求書、領収書等の書類を必ず受領し、整理・保存してください。

### 免税軽油の使用

○ 免税軽油は、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備の用途のみ使用できます。

※免税証の有効期間内に購入した免税軽油が残り、この軽油を免税用途に使用しようとする場合は、使用する前に総合振興局等に申請し、承認を受けてください。

## 6 帳簿の作成

次の帳簿を作成してください。

| 帳簿の種類      | 記載事項   | 留意事項  |
|------------|--|---|
| 免税証受払簿     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年月日</li> <li>・受払先</li> <li>・券種ごとの受払枚数</li> <li>・券種ごとの残枚数</li> <li>・免税証の記号及び番号（※例 A0123456）</li> </ul>  | ◎免税証の受入れ又は払出しの都度、記載してください。                            |
| 免税軽油受払簿    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年月日</li> <li>・免税軽油の購入数量（受）</li> <li>・免税軽油の使用数量（払）</li> <li>・免税軽油の残数量</li> </ul>  | ◎免税軽油の購入又は使用の日ごとに記載してください。                            |
| 作業日報又は運転日報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年月日</li> <li>・作業時間（アワーメーターのあるものは、その時間も記載してください。）</li> <li>・作業内容</li> <li>・走行距離</li> <li>・軽油の給油数量</li> <li>・軽油の使用数量</li> <li>・機械、車両又は設備タンク内の軽油の残数量</li> <li>・運転者氏名</li> </ul> | ◎機械、車両又は設備ごとに別葉にしてください。<br>◎給油又は機械などの使用の日ごとに記載してください。 |

## 7 免税軽油の引取り等に係る報告

### 免税軽油の引取り等に係る報告書

免税軽油の引取り等に係る報告書

使用者証の交付を受けた方は、使用者証を交付した総合振興局等に、免税軽油の引取り等に係る報告書（以下「引取り等報告書」といいます。）によって次により報告しなければなりません（免税軽油の手引記載例編13、14を参考にしてください）。

添付書類

**引取り等報告書には、免税軽油の引取り日、引取り数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足る書類（納品書、請求書又は領収書などの写し）を必ず添付してください。**

### 報告対象期間と報告期限

報告対象期間

報告の対象となる期間やその報告期限は、引き続き免税証の交付申請を行う

## と報告期限

場合と行わない場合とで異なります。

《引き続き免税証の交付申請を行う場合》

引き続き免税証の交付申請を行う場合とは、免税証の有効期間の終了月の翌月末日までに新たな免税証の交付申請を行う場合をいいます。具体的には、次のとおりです。

- 現在の免税証の交付申請をしたときに前回の引取り等報告書を提出していた場合

前回の報告には現在の免税証の交付申請月分が入っていませんので、その月分から新たな免税証の交付申請月の前月分までの報告内容を記載した引取り等報告書を、新たな免税証の交付申請を行う日までに提出してください（19頁の【具体的な報告方法の事例】事例1を参考にしてください。）。

- 現在の免税証の交付申請をしたときに引取り等報告書を提出する必要がなかった場合

現在の免税証の交付申請が初めてであった場合などは、現在の免税証の有効期間の最初の月から新たな免税証の交付申請月の前月分までの報告内容を記載した引取り等報告書を、新たな免税証の交付申請を行う日までに提出してください（19頁の【具体的な報告方法の事例】事例2を参考にしてください。）。

《引き続き免税証の交付申請を行わない場合》

引き続き免税証の交付申請を行わない場合とは、免税証の有効期間の末日の属する月の翌月末日までに新たな免税証の交付申請を行わない場合をいい、農業などで秋口から翌年春まで次の免税証の交付申請を行わない場合などがこの場合に当たります。

- 現在の免税証の有効期間の終了する月後、免税軽油の在庫がない場合

現在の免税証の有効期間の月分の報告内容を記載した引取り等の報告書を、その有効期間の終了月の翌月末日までに提出してください（19頁の【具体的な報告方法の事例】事例3を参考にしてください。）。

- 現在の免税証の有効期間の終了する月後も免税軽油の在庫がある場合

現在の免税証の有効期間の月分の報告内容を記載した引取り等の報告書を、その有効期間の終了月の翌月末日までに提出するとともに、以後6ヵ月分ごとの報告内容を記載した引取り等報告書を7ヵ月目の末日までに提出してください（19頁の【具体的な報告方法の事例】事例4を参考にしてください。）。

※上記期間中に新たな免税証の交付申請を行う場合は、その交付申請月の前月分までの報告内容を記載した引取り等報告書を、新たな免税証の交付申請を行う日までに提出します。

## 毎月報告する場合

偽りその他の不正な行為によって免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行ったときなどで、罰金以上の刑に処せられた場合は、その刑の期間と以後1年間は引取り等報告書を毎月提出しなければなりません。

## 免税証の共同申請の場合

## 共同申請の場合の報告期限

免税証の交付を共同で申請されている方で、代表者等が取りまとめて引取り等報告書を提出する場合は、報告期限が1ヵ月延長され免税証の有効期間の終了する月の翌々月末日となります。

なお、この間に新たな免税証の交付申請を行う場合は、他の場合と同様、その免税証の交付申請を行う日までに引取り等報告書を提出します。

**引取り等報告書の作成  
報告や提出の責任**

免税証の交付を共同で申請されている場合も、引取り等報告書はそれぞれの免税軽油使用者ごとに作成します。

また、代表者等が取りまとめて報告書を提出する場合であっても、報告や提出についての責任は免税軽油使用者本人が負います。

**【具体的な報告方法の事例】**

(免税証の有効期間が6ヵ月の場合の例)

| 区 分                 | 月        |       |   |   |          |   |   |   |    |             |    |   |   |   |      | 事例 |     |   |
|---------------------|----------|-------|---|---|----------|---|---|---|----|-------------|----|---|---|---|------|----|-----|---|
|                     | 2        | 3     | 4 | 5 | 6        | 7 | 8 | 9 | 10 | 11          | 12 | 1 | 2 | 3 | 4    |    | 5   |   |
| 引き続き免税証の交付申請を行う場合   | 免税証の有効期間 | ~3/31 |   |   | 4/1~9/30 |   |   |   |    | 10/1~3/31   |    |   |   |   | 4/1~ |    | 事例1 |   |
|                     | 免税証交付申請月 |       | ○ |   |          |   |   |   | ○  |             |    |   |   |   | ○    |    |     |   |
|                     | 報告対象月    | A     | B | B | B        | B | B | B | C  | C           | C  | C | C | C | D    | D  |     | D |
|                     | 報告する月    |       | A |   |          |   |   |   | B  |             |    |   |   |   | C    |    |     |   |
| 引き続き免税証の交付申請を行わない場合 | 免税証の有効期間 |       |   |   | 4/1~9/30 |   |   |   |    | 10/1~3/31   |    |   |   |   | 4/1~ |    | 事例2 |   |
|                     | 免税証交付申請月 |       | ○ |   |          |   |   |   | ○  |             |    |   |   |   | ○    |    |     |   |
|                     | 報告対象月    |       |   | E | E        | E | E | E | F  | F           | F  | F | F | F | G    | G  |     | G |
|                     | 報告する月    |       |   |   |          |   |   |   | E  |             |    |   |   |   | F    |    |     |   |
| 引き続き免税証の交付申請を行わない場合 | 免税証の有効期間 |       |   |   | 4/1~9/30 |   |   |   |    |             |    |   |   |   |      |    | 事例3 |   |
|                     | 免税証交付申請月 |       | ○ |   |          |   |   |   |    |             |    |   |   |   |      |    |     |   |
|                     | 報告対象月    |       |   | H | H        | H | H | H | H  |             |    |   |   |   |      |    |     |   |
|                     | 報告する月    |       |   |   |          |   |   |   |    | H           | 共  |   |   |   |      |    |     |   |
| 引き続き免税証の交付申請を行わない場合 | 免税証の有効期間 |       |   |   | 4/1~9/30 |   |   |   |    | ← 免税軽油の保管 → |    |   |   |   |      |    | 事例4 |   |
|                     | 免税証交付申請月 |       | ○ |   |          |   |   |   |    |             |    |   |   |   |      |    |     |   |
|                     | 報告対象月    |       |   | I | I        | I | I | I | I  | J           | J  | J | J | J | J    |    |     |   |
|                     | 報告する月    |       |   |   |          |   |   |   |    | I           | 共  |   |   |   |      | J  |     | 共 |

- 注1 「共」は、免税証の共同申請をされている方で、代表者等が取りまとめて報告書を提出する場合の報告期限です。
- 注2 報告期限が休日等に当たる場合は、その翌日が報告期限となります。
- 注3 事例3、4において、H又はIの前の期間分の免税軽油の引取り等がある場合は、3月の免税証交付申請日までにその期間分の報告を行うので、H又はIの報告対象期間は報告をまだ行っていない3月分からになります。

**8 Q & A**

|           |   |  |
|-----------|---|--|
| 免税軽油使用者証に | <p>◎ 機械の入替えなどにより、免税軽油使用者証の記載事項に異動が生じたときは？</p> | <p>▲ 総合振興局等に「免税軽油使用者証異動申請書」を提出し、免税軽油使用者証の書換えを受けてください。</p> <p>免税軽油使用者証に記載されていない機械、車両又は設備に免税軽油を使用した場合は、軽油引取税を申告納付しなければなりません。</p> |
|           | <p>◎ 免税軽油使用者証の有効期間満了日が近づいたときは？</p>            | <p>▲ 有効期間が満了する前に、総合振興局等に「免税軽油使用者証更新申請書」を提出し、免税軽油使用者証の更新を受けてください。</p> <p>有効期間が経過した免税軽油使用者証は、直ちに返納してください。</p>                    |

|          |   |   |
|----------|---|---|
| ついで      | <p>㉔ 転廃業などにより、免税軽油使用者に該当しなくなったときは？</p>                | <p>㉔ 直ちに、総合振興局等に「免税軽油使用者証返納書」を提出し、免税軽油使用者証を返納してください。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">免税軽油共同使用者証に記載された者のいずれかが免税軽油使用者に該当しなくなったときは、総合振興局等に「免税軽油使用者証異動申請書」を提出し、免税軽油共同使用者証の書換えを受けてください。</p> |
| 免税証について  | <p>㉔ 免税証の数量に不足が生じたときは？</p>                            | <p>㉔ 事業計画の変更などにより、既に交付を受けた免税証の数量に不足が生じたときは、免税証の追加交付を総合振興局等に申請することができます。</p>   |
|          | <p>㉔ 免税証の有効期間が経過したときは？</p> <p>㉔ 免税軽油を購入しなくなったときは？</p> | <p>㉔ 直ちに、総合振興局等に「免税証返納書」を提出し、免税証を返納してください。</p>  |
|          | <p>㉔ 免税証を紛失したり盗難にあったときは？</p>                          | <p>㉔ 直ちに、電話などにより総合振興局等に連絡した上で、「免税証亡（焼）失届」（免税軽油の手引記載例編 22 を参考にしてください。）に亡（焼）失の事実を証する書類（例えば盗難届等）を添えて提出してください。</p>  |
| 免税軽油について | <p>㉔ 免税用途の作業の一部を第三者に請け負わせるときは？</p>                    | <p>㉔ 免税軽油使用者が引き取った免税軽油を、第三者に現物支給して免税用途に使用させることができます。具体的な手続については総合振興局等にお聞きください。</p>  |
|          | <p>㉔ 免税軽油を他人に譲渡するときは？</p>                             | <p>㉔ あらかじめ総合振興局等に「免税軽油譲渡届出書」（免税軽油の手引記載例編 20 を参考にしてください。）を提出して、譲渡の承認を受け、譲渡の日から 30 日以内に軽油引取税の申告納付をしてください。</p>   |
|          | <p>㉔ 免税軽油を免税用途以外に使用するとき</p>                           | <p>㉔ 免税軽油は免税軽油使用者証に記載された機械、車両、設備又は用途以外には使用しないことが原則ですが、免税用途以外に使用した場合は、使用の日から 30 日以内に軽油引取税の申告納付をしてください。</p>   |
| その他      | <p>㉔ 緊急止むを得ない理由により課税軽油を免税用途に使用したときは？</p>              | <p>㉔ 海上保安庁の巡視船が救難活動のため緊急出動する場合など、緊急止むを得ないことなどにより事前に免税証の追加申請を行わず課税軽油を購入して免税用途に使用したときは、その事実が証明されるときに限り、軽油引取税の納入の免除等が例外的に認められることがありますので、総合振興局等に申し出てください。</p>   |

## 9 徴税吏員の質問・検査、罰則

|              |   |
|--------------|---|
| <b>質問・検査</b> | 総合振興局等の職員が免税軽油の使用状況の確認などのために免税軽油使用者のほか軽油引取税の賦課徴収に直接関係があると認められる者に質問したり、事実に関する帳簿書類などを検査することがありますので、ご協力ください。 |
| <b>罰則</b>    | 免税軽油の違反、不正等については、次のような罰則規定が設けられていますので、免税軽油の使用に当たっては十分注意してください。  |

|   |  |
|---|--|
| ■ 免税証の不正受給により免税軽油の引取りを行った者                      | 10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 |
| ■ 免税証の譲渡の禁止に違反した者                               | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。                |
| ■ 免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行った者                        | 10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 |
| ■ 総合振興局長等の承認を受けずに免税軽油の譲渡を行った者                   | 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。               |
| ■ 総合振興局長等の承認を受けずに免税軽油を譲り受けた者                    | 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。               |
| ■ 報告義務に違反して引取り等報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした引取り等報告書を提出した者 | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。                |